

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 相続税の調査対象

Q : 昨年父が亡くなり、先日、相続税の申告書を提出しました。

ところで、申告書を提出したもののすべてについて調査が行われるのでしょうか。

A : 申告されたものが全部調査されるわけではありません。不審があれば調査の対象となります。

【解説】

相続税の税務調査は、一般的に相続税の申告期限後、半年から2年後ぐらいに行われます。年間4万9千件ぐらいの相続税の申告に対し、調査件数が1万4千件ぐらいです。つまり、申告されたものが全部調査されるわけではありません。不審があれば調査をするのであって、特に不審がなければ実地の調査は行われません。事前調査の中から調査対象となる人は次のような人です。

- (1) 毎年の所得に比べて申告財産が少ない人
・高額納税者はマークされています。
- (2) 死亡前の土地、株式等の売却代金が申告財産に含まれていない人
・毎年の確定申告書を継続管理し、不動産所得や配当所得、利子所得などから資産の移動や蓄積状況を把握しています。
- (3) 銀行などの照会回答から相続直前に多額の預金引出しがあり、それが申告財産に含まれていない人
- (4) 多額の借入金があるにもかかわらずそれに見合う申告財産がない人
- (5) 遺産額が高額な人
・財産が3億円超の場合には必ず調査があるようです。



KIMIYO-I